二　書類を受けるべき者の住所及び氏名
土地所有者
（以下住所の登記なし、持分八七分の一）鈴木権三郎、鈴木勝三郎、鈴木榮次郎、柴田甚八、鈴木八重次、鈴木清太郎、村上龍蔵、鈴木亀太郎、鈴木久吉、内藤但三郎、加藤弥太郎、佐藤平治郎、鈴木みね、本多惣八、鈴木長十、鈴木善八、柴崎源重、加藤忠市郎、児玉藤三郎、村松儀平、鈴木才三郎、加藤かの、鈴木忠吉、河合左門、梅津竹十、渡邊和重、梅津久平、石川友吉、加藤唯七、木村仲蔵、村松愿之助、梅津定吉、村松金太郎、鈴木忠次、加藤友蔵、西尾平吉、梅田藤重、太田善平、鈴木清六、太田戸助、大場金平、大場八蔵、西川鐵蔵、久保田平治郎、久保田藤十、西尾三五郎、西尾与惣、中三惣七、鈴木市平、今井儀作、鈴木仁平、山田清七、中山源七、中山秀吉、鈴木要作、久保田惣十、鈴木久平、山上磯次郎、丹羽佐太夫、太田元吉、丹羽市郎平、鈴木五郎平、鈴木五郎八、鈴川伊代茂、太田周吉、鈴木傳四郎、清水圓重、寺田定吉、加藤弥五郎、鈴木佐十、髙木助十、鈴木金蔵、長谷川小作、松下芳平、齋藤清十、上杉増蔵、鈴木金治、上杉房吉、鈴木重吉、鈴木久吉、鈴木半六、髙木伊平、鈴木平三、鈴木与十、鈴木藤吉、鈴木文蔵、鈴木又治郎
通知の内容
土地区画整理法第一〇三条第一項の規定による換地処分通知
①　従前の土地　袋井市春岡字天白三三四番四　山林七二㎡　権利価額二、七三六、六八二円
②　換地処分後の土地　袋井市春岡一丁目三番　三　墓地九九・七七㎡　権利価額二、七三六、六八二円
③　清算金　〇円

四　書類を受けるべき者の住所及び氏名
土地所有者
周智郡宇刈村春岡八五番地　山上磯次郎　外二四名共有者登記なし
通知の内容
土地区画整理法第一〇三条第一項の規定による換地処分通知
①　従前の土地　袋井市春岡字天白三三四番二の一　山林二七一㎡　権利価額七、八三三、七四八円　同所三三四番一の二　墓地五八一㎡　権利価額一六、七六九、一一六円
②　換地処分後の土地　袋井市春岡一丁目三番五　墓地一〇三七・五七㎡　権利価額二四、六〇二、八六四円
③　清算金　〇円
④　法第九五条第一項による特別扱いの土地
教示
一　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内に静岡県知事に審査請求をすることができます。（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第十五条に規定されています。）
二　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に袋井市春岡土地区画整理組合を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
三　上記一の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に袋井市春岡土地区画整理組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、別紙明細書及び換地図は掲載を省略し、それらを静岡県袋井市春岡一番地所在の袋井市春岡土地区画整理組合の掲示場において掲示する。
平成二十三年六月一日
静岡県袋井市春岡一番地
中遠広域都市計画事業
袋井市春岡土地区画整理事業施行者
袋井市春岡土地区画整理組合
理事長　鈴木　宏一

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。
下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。
平成23年６月１日
記
［掲載順序］
①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名
＊冒頭のAは変更登録を受けた場合、Bは登録の抹消があった場合、Cは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

B　①株式会社藤興産　②第３種旅行業　③宮城県知事登録旅行業第３－323号　④株式会社藤興産　宮城県仙台市宮城野区東十番丁54番１号　代表取締役　小西基夫　⑤本社営業所　宮城県仙台市若林区新寺３丁目11番22号　⑥平成19年７月25日　⑧平成23年２月24日　⑩300万円　⑪宮城県知事　⑫宮城県仙台市若林区新寺３丁目11番22号　株式会社藤興産　代表取締役　小西基夫

B　①有限会社スカイトラベル山形　②第３種旅行業　③山形県知事登録旅行業３－251号　④有限会社スカイトラベル山形　山形県長井市舟場５番17号　代表取締役　酒井誠一　⑤本社営業所　山形県長井市舟場５番17号　⑥平成17年11月15日　⑧平成23年５月10日　⑩300万円　⑪山形県知事　⑫山形県米沢市花沢町一丁目３番23－７号　清算人　酒井誠一

B　①株式会社エフ・イー・マテリアル　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－5031号　④株式会社エフ・イー・マテリアル　千葉県千葉市美浜区新港228番地８　代表取締役　高橋正治　⑤東京営業所　東京都渋谷区東２－26－16渋谷ＨＡＮＡビル６Ｆ　⑥平成13年７月24日　⑧平成23年５月２日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫千葉県千葉市美浜区新港228番地８　株式会社エフ・イー・マテリアル　代表取締役　小林裕樹

B　①株式会社アイツアーズ　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－6079号　④株式会社アイツアーズ　東京都世田谷区若林二丁目38番19号　代表取締役　服部博子　⑤本社営業所　東京都世田谷区若林２－38－19　⑥平成20年８月26日　⑧平成23年５月６日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都世田谷区若林二丁目38番19号　株式会社アイツアーズ　代表取締役　服部博子

B　①株式会社ホークスタウン　②第３種旅行業　③福岡県知事登録旅行業第３－593号　④株式会社ホークスタウン　福岡県福岡市中央区地行浜２丁目２番２号　代表取締役　井川英治　⑤本社営業所　福岡県福岡市中央区地行浜２丁目２番２号　⑥平成16年３月31日　⑧平成23年３月16日　⑩300万円　⑪福岡県知事　⑫福岡県福岡市中央区地行浜２丁目２番２号　株式会社ホークスタウン　代表取締役　井川英治